

国立大学法人岩手大学職員給与規則

平成16年4月1日 制定
令和6年1月25日 最終改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第32条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）の定めるところによるほか、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）、人事院規則等を準用する。

(適用範囲)

第3条 この規則は、就業規則第3条に掲げる職員に適用する。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第4条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	計算期間	支給日
(1) 俸給（俸給の調整額を含む。） (2) 諸手当 (イ) 管理職手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、両住まい手当、義務教育等教員特別手当、幼稚園教員特別手当、クロスアポイントメント手当、テレワーク手当、職務付加手当、助教講義担当手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日
(ロ) 山上等作業手当、異常圧力内作業手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、教育業務連絡指導手当、多学年学級担当手当、教員養成実地指導手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日
(ハ) 寒冷地手当		その月の17日
(ニ) 入試手当		大学入学共通テストにあっては当該試験に係る業務が終了

		した日の属する月の翌月の17日 特別入試のうち採点業務にあつては当該試験に係る業務が終了した日の属する月の翌月の17日 一般入試（前期・後期）の全ての業務及び特別入試のうち作題業務及び点検業務にあつては当該年度の全ての試験に係る業務が終了した日の属する月の翌月の17日
(3) 賞与 期末手当、勤勉手当		6月30日及び12月10日

備考 支給日が土曜日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。）に当たるときは、次に掲げる日に支給する。

- 1 俸給及び諸手当については、支給日（17日）が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、支給日（17日）が土曜日に当たるときは、16日
- 2 賞与については、支給日（6月30日及び12月10日）が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日

（給与の支払）

- 第5条 職員の給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令又は労基法第24条後段に規定する協定で定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。
- 2 前項前段の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、その者の預金又は貯金への振込みの方法によって給与を支払う。
 - 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

（日割計算等）

- 第6条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、俸給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。
- 2 職員が退職し、又は解雇されたときは、その日までの俸給を支給する。
 - 3 職員が死亡したときは、その月までの俸給を支給する。
 - 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給は、その月の現日数から国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（以下「勤務時間等規則」という。）第7条及び第8条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
 - 5 前4項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、義務教育等教員特別手当、幼稚園教員特別手当及びクロスアポイントメント手当の支給について準用する。

（非常時払い）

第7条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、第4条の規定にかかわらず当該請求の日までの給与を速やかに支払うものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条 第37条、第38条、第46条及び第47条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給(俸給の調整額を含む。)並びにこれに対する地域手当、広域異動手当、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、幼稚園教員特別手当、クロスアポイントメント手当、テレワーク手当、寒冷地手当、職務付加手当及び助教講義担当手当の月額合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第37条及び第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が異常圧力内作業手当、山上等作業手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当又は教員養成実地指導手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額)を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第9条 第37条及び第38条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は休日給の額並びに第46条及び第47条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 給与

第1節 俸給

(俸給の決定)

第11条 職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮し、俸給表に定める級及び号俸により決定する。

2 前項の級及び号俸の決定に当たっては、教育職員(教員及び附属学校教員をいう。)にあつては別表第1に、事務職員等(教育職員以外の職員をいう。)にあつては別表第2に定める基準によるほか、人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)を準用して行うものとする。

(俸給表の種類)

第12条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 一般職俸給表(一)(別表第3)
- 二 一般職俸給表(二)(別表第4)
- 三 教育職俸給表(一)(別表第5)

- 四 教育職俸給表（二）（別表第6）
- 五 教育職俸給表（三）（別表第7）
- 六 医療職俸給表（二）（別表第8）
- 七 医療職俸給表（三）（別表第9）

2 各俸給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別資格基準は、人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）を準用して決定する。

（初任給）

第13条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格及び職務経験等を考慮して決定する。

（昇格）

第14条 従事する職務に応じ、かつ、勤務実績に基づいて1級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第15条 就業規則第14条又は第20条の2の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級）

第16条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、決定する。

（俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第17条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

（昇給）

第18条 職員の昇給は、1月1日から12月31日までの1年間におけるその者の勤務成績に応じて、翌年の1月1日に行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの、教育職俸給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び教育職俸給表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「特定職員」という。）にあっては、3号俸）とすることを標準として決定するものとする。

3 第1項の規定により55歳（一般職俸給表（二）の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員の昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- 一 勤務成績が極めて良好である職員 A
- 二 勤務成績が特に良好である職員 B

- 三 勤務成績が良好である職員 C
- 四 勤務成績がやや良好でない職員 D
- 五 勤務成績が良好でない職員 E
- 6 前項の昇給区分の適用については、別表第15に定める昇給区分適用基準表に定める基準により決定するものとする。
- 7 前2項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、Aの昇給区分に係るものにあつてはおおむね100分の5とし、Bの昇給区分に係るものにあつてはおおむね100分の20とする。ただし、次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める割合とする。
 - 一 特定職員 Aの昇給区分に係る割合についてはおおむね100分の10、Bの昇給区分に係る割合についてはおおむね100分の30
 - 二 次に掲げる職員 A及びBの昇給区分に係る割合については、合わせておおむね100分の20（そのうちAの昇給区分に係る割合については、100分の5以内）
 - イ 一般職俸給表（一）の適用を受ける者でその職務の級が2級以下である職員
 - ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける者でその職務の級が1級である職員
 - ハ 教育職俸給表（一）の適用を受ける者でその職務の級が2級以下である職員
 - ニ 教育職俸給表（二）の適用を受ける者でその職務の級が1級である職員
 - ホ 教育職俸給表（三）の適用を受ける者でその職務の級が1級である職員
 - へ 医療職俸給表（二）の適用を受ける者でその職務の級が2級以下である職員
 - ト 医療職俸給表（三）の適用を受ける者でその職務の級が2級以下である職員
- 8 第1項から第4項の規定による昇給の号俸数は、昇給区分に応じて別表第14に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。
- 9 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に新たに職員となったものとして号俸を決定された者の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（別に定める職員にあつては、別に定める号俸）とする。
- 10 前2項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 11 第8項又は第9項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第16条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、第8項及び第9項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

（俸給の調整額）

- 第19条 俸給の調整額は、別表第11に掲げる勤務箇所に勤務する職員（その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。）に支給する。
- 2 俸給の調整額は、当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて別表第12に掲げる調整基本額にその者に係る別表第11の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第20条 削除

第2節 諸手当

（管理職手当）

- 第21条 管理職手当は、別表第10の管理又は監督の地位にある職名欄に掲げる職員に支

給する。

- 2 管理職手当の月額、別表第10の月額欄に定める額とする。
- 3 前項に規定する管理職手当の月額は、第37条、第38条に規定する所定の労働時間を超えて勤務した場合における賃金相当額及び当該勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。
- 4 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上及び通勤上の疾病又は負傷を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。
- 5 管理職員が、別の管理職員を兼ねる場合は、管理職手当月額のいずれか高い方の額（同額の場合はいずれか一つの額）を支給する。
- 6 管理職手当を受けている職員が、第29条に規定する職務付加手当の支給を受ける場合において、管理職手当の月額が職務付加手当の月額を上回るときには、管理職手当のみを支払う。

（初任給調整手当）

- 第22条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された職員（教育職俸給表（一）の適用を受ける職員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）には、別に定める範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日後別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
- 2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

（地域手当）

- 第23条 国等（国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等）の機関に兼務（文部科学省関係機関職員行政実務研修制度によるものを含む。第40条第2項において同じ。）する職員には、その兼務する期間中、当該兼務する国等において地域手当に相当すると認められる手当が支給されている場合は、当該相当する手当に準じて地域手当として支給する。
- 2 前項に規定する国等の職員であった者から人事交流等により採用された職員のうち、当該国等において地域手当に相当すると認められる手当を支給されていた職員には、当該相当する手当に準じて地域手当として採用の日から2年間支給する。ただし、当該採用の日から1年を経過し2年を経過するまでの間の支給額は、第3項の規定による支給割合に100分の80を乗じて得た額とする。
 - 3 地域手当の月額は、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、当該国等において規定されている支給割合を乗じて得た額とする。

（広域異動手当）

- 第23条の2 前条第1項に規定する国等の機関から人事交流等により採用された職員（出向先から復帰した職員及び附属学校教員を除く。）のうち、当該異動における勤務箇所間の距離（採用された日の前日に勤務していた勤務箇所の所在地と本学における勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（当該異動の直前の住居と当該異動の直後に勤務する箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるときは、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり

一定の期間内に当該異動の日の前日に勤務していた勤務箇所への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

- 一 300キロメートル以上 100分の10
 - 二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(扶養手当)

第24条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の支給対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、手当の月額と同表に定める額の合計額とする。

支給対象者	手当額
(1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） （以下「扶養親族たる配偶者」という。）	6,500円 ただし一般職俸給表（一）8級、教育職俸給表（一）5級及び医療職俸給表（二）8級の職員は3,500円、一般職俸給表（一）9級以上及び教育職俸給表（一）6級の職員は不支給。
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（以下「扶養親族たる子」という。）	1人につき10,000円
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	ただし一般職俸給表（一）8級、教育職俸給表（一）5級及び医療職俸給表（二）8級の職員は3,500円、一般職俸給表（一）9級以上及び教育職俸給表（一）6級の職員は不支給。
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(6) 重度心身障害者	

備考 支給対象者区分（3）から（6）までのいずれかに該当する扶養親族は、以下「扶養親族たる父母等」という。

- 3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を前項の規定による額に加算した額とする。

(住居手当)

第25条 住居手当は、次の表の職員の区分欄のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額（当該区分のいずれにも該当する職員にあっては、当該区分に定める額の合計額）とする。

職員の区分	手当額
(1) 自ら居住するため借家・借間を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれに掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する

員（本学、他の法人等及び国の機関により り宿舍を貸与されている職員を除く。）	額
	(イ)月額27,000円以下の家賃を支払っている 職員家賃の月額－16,000円
	(ロ)月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 {(家賃の月額－27,000円)×1/2}＋11,000円 (ただし、これにより得られた額が28,000円を超える場合にあっては、28,000円)
(2) 第27条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため借家・借間（本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの	(1)の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（通勤手当）

第26条 通勤手当は、次の表の職員の区分欄のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額とする。

職員の区分	手当額
(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員((3)に掲げる職員を除く。)	1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。) (支給限度額:55,000円)
(2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員((3)に掲げる職員を除く。)	次に掲げる使用距離に応じて、それぞれに掲げる額(通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員(通勤回数を考慮して平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員に限る。)及び第28条4の第1項の規定によりテレワーク手当を支給される職員(通勤回数を考慮して平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回を超えない職員に限る。)にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額) 片道 2km以上 5km未満 2,000円 片道 5km以上10km未満 4,200円 片道10km以上15km未満 7,100円 片道15km以上20km未満 10,000円 片道20km以上25km未満 12,900円 片道25km以上30km未満 15,800円 片道30km以上35km未満 18,700円 片道35km以上40km未満 21,600円 片道40km以上45km未満 24,400円 片道45km以上50km未満 26,200円 片道50km以上55km未満 28,000円

	片道55km以上60km未満 29,800円 片道60km以上 31,600円
(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員	(イ) (1) 及び (2) に掲げる額の合計額 (支給限度額：55,000円) ----- (ロ) (1) に掲げる額又は (2) に掲げる額

2 前項の規定にかかわらず、交通機関等又は自動車等を利用又は使用せず、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものには支給しない。

(単身赴任手当)

第27条 第23条第1項に規定する国等の機関から、人事交流等による採用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員（教育職俸給表（一）の適用を受ける職員であって、公募により採用された職員を除く。以下この条において同じ。）で、当該異動の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これらの職員との権衡上必要があると認める職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から本学に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に、次の表の交通距離の区分欄に掲げる交通距離に応じた加算額を加算した額）とする。

交通距離の区分		加算額	交通距離の区分		加算額
100km以上	300km未満	8,000円	1,100km以上	1,300km未満	46,000円
300km以上	500km未満	16,000円	1,300km以上	1,500km未満	52,000円
500km以上	700km未満	24,000円	1,500km以上	2,000km未満	58,000円
700km以上	900km未満	32,000円	2,000km以上	2,500km未満	64,000円
900km以上	1,100km未満	40,000円	2,500km以上		70,000円

(両住まい手当)

第27条の2 父母の疾病その他やむを得ない事情により、配偶者と別居することとなった職員（教育職俸給表（一）の適用を受ける職員であって、公募により採用された職員に限る。以下この条において同じ。）で、配偶者の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められる職員その他これらの職員との権衡上必要があると認める職員には、3年間を上限として、両住まい手当を支給する。ただし、介護又は子の養育により、引き続き配偶者と別居することとなる職員のうち、学長が特に必要と認める場合は、当該事由による期間に限り、2年間を上限として支給期間を延長することができる。

2 両住まい手当の月額は、23,000円とする。

3 前条の規定により単身赴任手当を受ける職員には、両住まい手当は支給しない。

(義務教育等教員特別手当)

第28条 義務教育等教員特別手当は、教育学部の附属学校に勤務する副園長、副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭に支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、職務の級及びその者の受ける号俸の別に応じて、別表第13に定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、附属幼稚園に勤務する副園長及び教諭については、前項に規

定する額に2分の1を乗じて得た額とする。

(幼稚園教員特別手当)

第28条の2 幼稚園教員特別手当は、教育学部附属幼稚園に勤務する副園長、教諭及び養護教諭に支給する。

2 幼稚園教員特別手当の月額は、9,000円とする。

(クロスアポイントメント手当)

第28条の3 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人岩手大学クロスアポイントメント制度に関する規則に基づき、本学と本学以外の機関（以下「他機関」という。）との間で締結した協定書に定める職務の従事割合に応じた給与額について、他機関での職務の従事割合に応じて他機関から支給される給与額が、本来本学の職務に従事した場合に支給される見込みだった給与額を上回る場合は、その差額を基本として学長が決定した額を支給することができる。

(テレワーク手当)

第28条の4 テレワーク手当は、国立大学法人岩手大学テレワーク実施規則第2条第1号の規定による自宅等において、正規の勤務時間（休暇等により勤務しない時間を除く。）の全部を勤務することを、3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。

2 テレワーク手当の月額は、3,000円とする。

(職務付加手当)

第29条 職務付加手当は、別表第16の著しく負担のかかる職務を付加された職員に支給する。

2 職務付加手当の月額は、別表第16の月額欄に定める額とする。

3 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上及び通勤上の疾病又は負傷を除く。）は、その月の職務付加手当は支給しない。

4 職務付加手当を受けている職員が、さらに、別の職務を付加される場合は、職務付加手当月額のうちいずれか高い方の額（同額の場合はいずれか一つの額）を支給する。

5 職務を付加されている職員が、第21条に規定する管理職手当の支給を受ける場合において、職務付加手当の月額が管理職手当の月額を上回るときには、職務付加手当のみを支払う。

6 第21条第6項又は第4項の規定にかかわらず、衛生管理者、作業主任者又は放射線取扱主任者として、職務を付加された者については、職務付加手当を支給する。

(助教講義担当手当)

第30条 助教が講義を単独で2単位以上担当した場合には、当該担当期間（当該講義の単位認定期間）について、助教講義担当手当を支給する。

2 助教講義担当手当の月額は、10,500円とする。

(異常圧力内作業手当)

第31条 異常圧力内作業手当は、次の表の作業の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した時間1時間につき、職員の職務の級に応じて同表に定める額（ただし、潜水深度が300メートルを超える海中における作業に従事した場合には、同表に定める額にその100分の30に相当する額を加算した額）とする。

作 業 の 区 分	手 当 額
-----------	-------

職員が独立行政法人海洋研究開発機構に所属する潜水艦「しんかい6500」に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業に従事したとき。	(1) 一般職俸給表(一) 4級以上の級及び教育職俸給表(一) 3級以上 2,200円
	(2) 一般職俸給表(一) 3級、2級及び教育職俸給表(一) 2級 1,700円
	(3) 一般職俸給表(一) 1級及び教育職俸給表(一) 1級 1,400円

(山上等作業手当)

第32条 山上等作業手当は、次の表の作業の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当額は作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表に定める額とする。

作 業 の 区 分	手 当 額
(1) 一般職俸給表の適用を受ける職員が、農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター御明神演習林において、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業に従事したとき。	260円

(教員特殊業務手当)

第33条 教員特殊業務手当は、教育学部の附属学校に所属する主幹教諭、教諭又は養護教諭が次の表の業務の区分欄に掲げる場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給するものとし、手当の額は業務の区分に応じて同表に定める額とする。

業 務 の 区 分	手 当 額	
(1) 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	5,100円	
(2) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等規則第7条に規定する休日(同規則第8条第1項の規定による振替により休日となった日、同規則第8条の2の規定により代休となった日及び同規則第9条の2の規定により休日となった日を含む。以下この条において「休日」という。)に行うもの		
(3) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で休日に行うもの	(イ) 業務に従事した時間が引き続き7時間45分程度のもの	5,100円
	(ロ) 業務に従事した時間が引き続き3時間程度のもの	2,700円

(教育実習等指導手当)

第34条 教育実習等指導手当は、教育学部の附属学校に所属する副園長、副校長、主幹教諭、教諭又は養護教諭が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
教育学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認める業務に従事したとき。	1,000円

(教員養成実地指導手当)

第34条の2 教員養成実地指導手当は、教育学部の附属学校に所属する副園長、副校長、主幹教諭、教諭又は養護教諭が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
教育学部において教員養成実地指導の業務に従事したとき。	2,600円

(多学年学級担当手当)

第35条 多学年学級担当手当は、教育学部附属小学校の2以上の学年の児童で編制されている学級を担当する教諭(2以上の学年の児童で編制されている学級における担当授業時間数とその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者及び1週間につき12時間に満たない者を除く)が当該学級における授業又は指導に従事したときに支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
(1) 3の学年の児童で編制されている学級における授業又は指導	350円
(2) 2の学年の児童で編制されている学級における授業又は指導	290円

(教育業務連絡指導手当)

第36条 教育業務連絡指導手当は、教育学部の附属学校に所属する教諭のうち、次の表の主任の区分欄に掲げる主任等が、同表の業務の区分欄に掲げる業務に従事した場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

主任の区分	業務の区分	手当額
(1) 附属小学校の教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるもので、その職務が困難であると認める業務に従事したとき。	200円
(2) 附属中学校の教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任、教育実習主任		
(3) 附属特別支援学校の教務主任、生徒指導主事、高等部に置かれる進路指導主事、研究主任、教育実習主任		

(超過勤務手当)

第37条 勤務時間等規則第11条第1項の規定により所定の勤務日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要により所定の勤務時間を超えて

勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の150）を超過勤務手当として支給する。ただし、国立大学法人岩手大学職員育児休業等に関する規則（以下「育児休業等規則」という。）第11条の規定により勤務する職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が、勤務時間等規則第3条第3項の規定により定められたその者の勤務で正規の勤務時間を超えたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

- 2 勤務時間等規則第11条第1項の規定により所定の勤務日に業務上の必要により所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（休日給）

第38条 勤務時間等規則第11条第1項の規定により同規則第7条に規定する休日に業務上の都合により勤務することを命ぜられた職員には、勤務を命ぜられた全時間（同規則第8条第1項の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合を除く。）に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160）を休日給として支給する。

- 2 前項の規定は、同規則第9条の2の規定を適用される職員にあつては、同条の規定により、休日として指定した日を休日とみなして適用するものとし、当該職員の所定の勤務時間が、同規則第7条第3号及び第4号に当たる日（以下「祝日等」という。）に割振られた場合において、当該祝日等分の休日を指定されない職員については、所定の勤務時間及びその日に勤務を命じられた全時間に対して前項に規定する休日給を支給する。
- 3 同規則第8条の2の規定により代休となった日は、前2項の規定にかかわらず、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額する。

（管理職員特別勤務手当）

第39条 第21条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規則第7条に規定する休日（同規則第8条第1項の規定による振替により休日となった日及び同規則第8条の2の規定により代休となった日を含む。（次項において「休日等」という。））に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合同項の規定による勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において決定する。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して、実働時間が6時間を超える勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

二 前項に規定する場合同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において決定する。

(入試手当)

第39条の2 入試手当は、次の表に掲げる試験の区分に応じて、職員（附属学校教員を除く。）が同表に掲げる担当の業務に従事した場合に支給するものとし、手当の額は業務の区分に応じて同表に定める額とする。

【教員（附属学校教員を除く。）】

試験の区分	業務の区分及び該当者		手 当 額	
大学入学共通テスト	試験場本部	試験場本部責任者及び代行者	1日当たり 15,000円	
	試験監督	監督者全員	1日当たり 11,000円	
	救護	救護担当者全員	1日当たり 10,000円	
	警備	学部学生正副委員長	1日当たり 11,000円	
		上記以外の警備担当者全員	1日当たり 10,000円	
一般選抜（前期・後期） 特別入試	作題	作題部会長（国語、数学、理科（物理、化学、生物、地学）、英語）	1選抜年度当たり 80,000円	
		作題部会長（小論文）	1選抜年度当たり 40,000円	
		作題部会副部会長（国語、数学、理科（化学）、英語）	1選抜年度当たり 50,000円	
		作題部会副部会長（小論文）	1選抜年度当たり 30,000円	
		作題部会委員（国語、数学、理科（物理、化学、生物、地学）、英語）	1選抜年度当たり 40,000円	
		作題部会委員（小論文）	1選抜年度当たり 20,000円	
	点検	字句訂正委員	1選抜年度当たり 30,000円	
		入試問題点検部会委員（国語、数学、理科（物理、化学、生物、地学）、英語、小論文）	1選抜年度当たり 20,000円	
		審査資料点検委員	1選抜年度当たり 30,000円	
	採点	採点担当者全員	試験の区分毎に1回 当たり 8,000円	
	備考			
	1 一般選抜（前期・後期）及び特別選抜の各試験区分毎に手当を支給するものではない（ただし、採点業務を除く。）。			

2	一般選抜（前期・後期）及び特別選抜に係る業務の区分及び該当者欄中、作題及び点検業務において、同一人が複数の業務に従事した場合には重複して支給するものである。
3	追試験等により作題・点検業務が付加された場合の手当額は、1選抜年度当たりの額に100分の150を乗じて得た額とする。

【教員以外の職員】

試験の区分	業務の区分及び該当者		手 当 額
大学入学共通テスト	試験場本部	各業務担当者全員	1日当たり 10,000円
	警備		
	救護		

2 前条の規定により管理職員特別勤務手当が支給される日については、入試手当は支給しない。

（寒冷地手当）

第40条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下「基準日」という。）に在勤する職員に対して支給するものとし、手当の額は、基準日における次の表の世帯等の区分欄に応じて同表に定める額とする。

世帯等の区分	手 当 額
世帯主で扶養親族のある職員	17,800円
その他の世帯主である職員	10,200円
その他の職員	7,360円
備考	
1 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、第27条の規定による単身赴任手当を支給されるもの（別に定める職員に限る。）及びこれに準ずるものとして別に定めるものを含まないものとする。	
2 前項に規定する別に定める職員及びこれに準ずるものとして別に定めるものについては、寒冷地手当法等の規定を準用する。	

2 第23条第1項に規定する国等の機関に兼務する職員については、その兼務する期間中、当該兼務する国等の機関の所在地に応じて前項に規定する寒冷地手当を支給する。

第2節 賞与

（期末手当）

第41条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この条から第43条までにおいて同じ。）において職員が受け

るべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次の表（１）に定める職員にあっては、俸給並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額と同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（２）に定める職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、その額に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、６月に支給する場合においては１００分の１２２．５、１２月に支給する場合においては１００分の１２２．５を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、６月に支給する場合においては１００分の１０２．５、１２月に支給する場合においては１００分の１０２．５を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表（３）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（１）

俸 給 表	職 務 の 級	加 算 割 合
一般職俸給表（一）	１０級・９級・８級	１００分の２０
	７級・６級	１００分の１５
	５級・４級	１００分の１０
	３級	１００分の５
一般職俸給表（二）	５級	１００分の１０
	４級	１００分の５
	３級（別に定める職員に限る。）	
教育職俸給表（一）	６級	１００分の２０
	５級	１００分の１５（別に定める職員にあっては１００分の２０）
	４級・３級	１００分の１０（４級の職員のうち別に定める職員にあっては１００分の１５）
	２級（別に定める職員に限る。）	１００分の５
教育職俸給表（二）	４級	１００分の１５
	３級	１００分の１０
	２級（別に定める職員に限る。）	１００分の５（別に定める職員にあっては１００分の１０）
教育職俸給表（三）	４級	１００分の１５
	３級・特２級	１００分の１０
	２級（別に定める職員に限る。）	１００分の５（別に定める職員にあっては１００分の１０）
医療職俸給表（二）	６級	１００分の１５
	５級	１００分の１０
	４級・３級	１００分の５
	２級（別に定める職員に限る。）	
医療職俸給表（三）	６級	１００分の１５
	５級・４級	１００分の１０
	３級	１００分の５
	２級（別に定める職員に限る。）	

表（２）

俸 給 表	職 務 の 級	管理職手当に係る職名	加算割合
一般職俸給表（一）	10級・9級・8級 ・7級	事務局長	100分の25
		部長・次長	100分の15
教育職俸給表（一）	6級・5級	理工学部長・農学部長	100分の15
		副学長・人文社会科学 部長・教育学部長・連合 農学研究科長	100分の10

表（３）

在 職 期 間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

- 3 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、期末手当は支給しない。
- 一 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員
 - イ 無給休職者（就業規則第16条第1項第1号、第3号、第4号、第8号又は第9号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
 - ロ 刑事休職者（就業規則第16条第1項第2号の規定により休職にされている職員をいう。）
 - ハ 停職者（就業規則第45条第2項第3号の規定により停職にされている職員をいう。）
 - ニ 無給派遣休職者（就業規則第16条第1項第6号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
 - ホ 就業規則第41条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
 - ヘ 大学院修学休業職員
 - 二 基準日1箇月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員
 - イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合
 - ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法の適用職員となった者
 - ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）
- 4 前3項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給又は一時差止とする。

（勤勉手当）

- 第42条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、役職段階別加算額（特定管理職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた期間率及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	期 間 率
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月 1 5 日 以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 9 5
5 箇月 以上 5 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 9 0
4 箇月 1 5 日 以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
4 箇月 以上 4 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 7 0
3 箇月 1 5 日 以上 4 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月 以上 3 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 5 0
2 箇月 1 5 日 以上 3 箇月未満	1 0 0 分の 4 0
2 箇月 以上 2 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 3 0
1 箇月 1 5 日 以上 2 箇月未満	1 0 0 分の 2 0
1 箇月 以上 1 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 1 5
1 5 日 以上 1 箇月未満	1 0 0 分の 1 0
1 5 日 未満	1 0 0 分の 5
零	0

- 3 一の年における勤勉手当の総額は、それぞれの基準日現在における職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額及び6月期における勤勉手当基礎額に100分の10を乗じて得た額の総額の範囲内とする。
- 4 前条第3項の規定は、同項第1号中イ、ロ及びニを「休職者（就業規則第16条第1項の規定により休職にされている職員をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。
- 5 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

第3章 給与の特例

（特定の職員の適用除外）

第43条 第37条及び第38条の規定は、第21条に規定する管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

（休職者等の給与）

- 第44条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第16条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、補償法の定めるところに従い、休業補償給付または傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。
- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾患にあっては2年）に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。
 - 3 職員が就業規則第16条第1項第2号による刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
 - 4 就業規則第16条第1項第3号、第4号又は第8号による休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第8号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害

によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100以内を支給することができる。

- 5 就業規則第16条第1項第5号及び第7号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 6 職員が就業規則第16条第1項第9号の規定による休職を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、学長が定める。
- 7 第2項から第4項までの規定による俸給並びに地域手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
- 8 第2項又は第4項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第41条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。
- 9 就業規則第16条第1項第1号から第5号まで又は第7号から第9号までの規定による休職をしていた職員が復職し、若しくは休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合には、休職期間又は休暇の期間を次に掲げる割合により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、昇給の場合に準じて号俸を調整することができる。
 - イ 就業規則第16条第1項第1号（業務上の負傷又は疾病、通勤による負傷又は疾病に限る。）による休職並びに業務上の負傷又は疾病、通勤による負傷又は疾病による病気休暇の期間 3分の3以下
 - ロ 就業規則第16条第1項第2号（無罪判決を受けた場合の期間に限る。）から第5号又は第8号（業務上の災害に起因するものに限る。）による休職の期間 3分の3以下
 - ハ 就業規則第16条第1項第7号による休職の期間 3分の2以下
 - ニ 就業規則第16条第1項第1号（結核性疾患によるものに限る。）又は結核性疾患による病気休暇の期間 2分の1以下
 - ホ 就業規則第16条第1項第1号（結核性疾患によるものを除く。）、第8号（業務上の災害に起因するものを除く。）又は疾病による病気休暇の期間 3分の1以下
 - ト 就業規則第16条第1項第9号による休職の期間 学長が認める割合

第45条 就業規則第16条第1項第6号の規定による休職を命ぜられた職員（以下「派遣職員」という。）には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。

- 2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当である（前項の規定による給与を支給することが当該職員の派遣に著しく支障を生ずると認められる場合）ときは、前項の規定にかかわらず、派遣職員には給与を支給しない。
- 3 派遣職員が職務に復帰した場合には、当該休職をした期間の3分の3以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、昇給の場合に準じて号俸を調整することができる。

（育児休業等、介護休業等、自己啓発等休業及び配偶者転勤等同伴休業の給与）

第46条 育児休業等規則による育児休業等、国立大学法人岩手大学職員介護休業等に関する規則による介護休業等、国立大学法人岩手大学職員自己啓発等休業に関する規則による自己啓発等休業又は国立大学法人岩手大学職員配偶者転勤等同伴休業に関する規則による配偶者転勤等同伴休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業、介護休業、自己啓発等休業又は配偶者転勤等同伴休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児短時間勤務職員にあっては、当該職員が受ける俸給月額に、勤務時間等規則第3

条第3項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

三 第41条第1項及び第42条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第41条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第42条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員

四 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の3分の3以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、昇給の場合に準じて号俸を調整することができる。

五 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の3分の3に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、昇給の場合に準じて号俸を調整することができる。

六 自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該自己啓発等休業をした期間のうち、大学等における修学（職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。）又は国際貢献活動のためのものにあつては3分の3以下、それ以外のものにあつては2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、昇給の場合に準じて号俸を調整することができる。

七 配偶者転勤等同伴休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該配偶者転勤等同伴休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、昇給の場合に準じて号俸を調整することができる。

八 前7号に規定するもののほか、育児休業等、介護休業等、自己啓発等休業及び配偶者転勤等同伴休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。

九 前8号に規定するもののほか、育児休業等、介護休業等、自己啓発等休業及び配偶者転勤等同伴休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

第47条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規則第15条に規定する休暇による場合、その他その勤務しないことにつき特に承認があつた場合を除き、第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

（俸給の半減）

第48条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

（勤務しない期間の範囲）

第49条 前条の勤務しない期間には、病気休暇等（次に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の休日（勤務時間等規則第7条に規定する休日をいう。以下同じ。）等その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の別に定める日を除く。）が含まれるものとする。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 安全衛生管理規則第20条の規定により同規則別表第2に規定する生活規正の面Bの指導区分の決定又は同区分への変更を受け、同規則第21条第1項の事後措置を受けた場合

(俸給の半額を減ずる日)

第50条 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日(1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかつた日に限る。次項において同じ。)につき、俸給の半額を減ずる。

2 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、俸給の半額を減ずる。

3 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の別に定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(俸給表)

第2条 国立大学法人岩手大学職員給与規則第3条に規定する職員のうち、施行日の前日において、給与法第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員(以下「承継職員」という。)の施行日における第12条に規定する俸給表は、行政職俸給表(一)については一般職俸給表(一)とし、行政職俸給表(二)については一般職俸給表(二)とし、教育職俸給表(一)については教育職俸給表(一)とし、教育職俸給表(二)については教育職俸給表(二)とし、教育職俸給表(三)については教育職俸給表(三)とし、医療職俸給表(二)については医療職俸給表(二)とし、医療職俸給表(三)については医療職俸給表(三)とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。

2 施行日の前日において、指定職俸給表の適用を受けていた承継職員については、給与法に定める指定職俸給表を適用する。

(俸給月額)

第3条 前条の適用を受ける職員の施行日における俸給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級及び号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、給与法及び人事院規則の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎とし俸給月額を決定する。

(昇給停止に関する経過措置)

第4条 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成10年法律第120号)附則第11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、第18条第3号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。

(調整手当)

第5条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の適用を受けている職員の施行日における調整手当については、第25条の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成15年法律第141号)附則第7項の規

定の適用があるものとして支給する。

(扶養手当等)

第6条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第26条に規定する扶養手当、第27条に規定する住居手当、第28条に規定する通勤手当及び第29条に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給要件等に異動がない限り、従前のおりとする。

(休職者の給与)

第7条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第23条に規定する休職者の給与の適用を受けていた職員の施行日における第45条に規定する休職者の給与については、別に発令がなされない限り、従前のおりとする。

(派遣職員の給与)

第8条 承継職員のうち、施行日の前日において国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和45年法律第117号)第5条に規定する派遣職員の給与を受けていた職員の施行日における第46条に規定する派遣職員の給与については、別に発令がなされない限り、従前のおりとする。

(育児休業等の給与)

第9条 承継職員のうち、施行日の前日において国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)法第3条第1項の承認を受けて育児休業をしている職員の施行日における第47条に規定する育児休業等の給与については、別に発令がなされない限り、従前のおりとする。ただし、その者が復職するまでの間は、給与を支給しない。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

第10条 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第41条第2項及び第42条第3項の規定の適用については、第41条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第42条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

(国立大学法人岩手大学職員給与規則の特例)

第11条 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、職員に対する俸給月額(平成24年6月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項の規定による俸給を含み、当該職員が、第48条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額(同項の規定による俸給を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職俸給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
教育職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77

	5級以上	100分の9.77
医療職俸給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職俸給表（三）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77

- 2 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- 一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - 二 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - 三 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - 四 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
 - 五 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- 3 特例期間においては、休職者等の給与の支給に当たっては、減額前の俸給月額等を基礎に算定した支給額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 4 特例期間においては、第37条、第38条、第46条及び第47条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び管理職手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 5 特例期間においては、平成23年1月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第1項から前項までの規定の適用については、俸給月額等の額から、俸給月額等の額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた後の額を基礎として、減ずる額を算定する。
（端数計算）
- 6 第1項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第12条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員に対する俸給月額（平成24年6月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項の規定による俸給を含み、当該職員が、第48条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同項の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
教育職俸給表（二）	2級以下	100分の4.4
	3級以上	100分の7.4
教育職俸給表（三）	2級以下	100分の4.4

	特2級以上	100分の7.4
--	-------	----------

- 2 特例期間においては、管理職手当の支給に当たっては、管理職手当の月額から、当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 特例期間においては、休職者等の給与の支給に当たっては、減額前の俸給月額等を基礎に算定した支給額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 4 特例期間においては、第46条及び第47条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及び管理職手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
(端数計算)
- 5 第1項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年10月28日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第40条の規定は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）附則第9項から第17項までの規定、寒冷地手当法等を準用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第9条、第25条第1項ただし書、第29条及び第38条の改正規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴う職務の級の切替え、号俸の切替え、職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え及び俸給の切替えに伴う経過措置等は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）によるほか、人事院規則等を準用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において、職員（教員を除く。）の昇格基準の見直しに伴う該当者については、同日に当該級に昇格したものとみなして算定した級号俸

を基礎として俸給の切替え等を行うことができる。

- 4 第2項の規定にかかわらず、人事交流により採用され、平成18年3月31日以前から引き続き在職している附属学校教員については、当該教員が本学に採用される直前に在職していた機関において直前に受けていた職務の級号俸及び次期昇給期を基礎として再計算した級号俸を基礎として俸給の切替え等を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年12月5日から施行し、平成18年12月1日から適用する。ただし、改正後の第18条の規定は、平成18年4月1日から適用し、別表第8の規定(課の名称に係る改正部分に限る。)は、平成18年10月1日から適用する。
(平成19年1月1日までの間における特定職員の昇給の号俸数の特例)
- 2 平成19年1月1日までの間における特定職員に係る規則第18条第5項の規定の適用については、第5項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「D又はE(55歳を超える特定職員にあっては、C、D又はE)」と、第10項中「前年の昇給日後に新たに職員となった職員又は同日後に新たに職員となったものとして号俸を決定された職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定職員」と、「その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日」とあるのは、「平成18年4月1日(同日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に新たに職員となったものとして号俸を決定された特定職員にあっては、新たに職員となった日又は号俸を決定された日)」とする。
(平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における特定職員の昇給の号俸数の特例)
- 3 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における規則第18条第5項の規定の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「E(55歳を超える特定職員にあっては、D又はE)」とする。
(平成19年1月1日における一般職員の昇給の号俸数等)
- 4 平成19年1月1日において、一般職員を昇給させる場合の号俸数は、規則別表第12に定めるその者の勤務成績に応じて決定される昇給の区分に応じて定める号俸数から1を減じて得た数に、平成18年4月1日(同日後に新たに職員となった一般職員又は同日後に新たに職員となったものとして号俸を決定された一般職員にあっては、新たに職員となった日又は号俸を決定された日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数(別に定める一般職員にあっては、別に定める号俸数)とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。
 - 一 この項の規定による号俸数が零となる一般職員
 - 二 55歳(一般職俸給表(二)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える一般職員で第18条第9項第2号又は同項第3号に掲げる一般職員に該当するもの
 - 三 第18条第9項第3号に掲げる一般職員(55歳(一般職俸給表(二)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える一般職員を除く。)で学長が昇給させることが相当地ないと認めるもの

附 則

この規則は、平成19年2月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における規則第18条第8項の規定の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数（当該号俸数が負となるときは、零）」とする。

附 則

この規則は、平成19年4月24日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年12月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条（主幹教諭手当に係る部分に限る。）、第6条、第8条（主幹教諭手当に係る部分に限る。）、第28条の2及び第36条（主幹教諭に係る部分に限る。）の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年6月29日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
（平成18年3月31日から引き続き同一の俸給月額を受ける職員の経過措置額の引き下げ）
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（この規則の施行の日において職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその号俸が次の表の号俸欄に掲げる号俸であるものを除く。）である者にあつては、当該俸給月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

俸 給 表	職務の級	号 俸
一般職俸給表(一)	1 級	1号俸から56号俸まで
	2 級	1号俸から24号俸まで
	3 級	1号俸から8号俸まで
一般職俸給表(二)	1 級	1号俸から68号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
教育職俸給表(一)	1 級	1号俸から48号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
	3 級	1号俸から12号俸まで
教育職俸給表(二)	1 級	1号俸から52号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
教育職俸給表(三)	1 級	1号俸から52号俸まで

	2級	1号俸から44号俸まで
医療職俸給表(二)	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
医療職俸給表(三)	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第4条（入試手当に係る部分に限る。）及び第39条の2の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成22年12月1日から施行する。
ただし、第12条及び次項から第5項までの規定は、平成23年1月1日から施行する。
（55歳を超える職員の俸給月額の減額支給等）
- 平成30年3月31日までの間、55歳を超える職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者に限る。以下この項及び次項から第4項までにおいて「特定職員」という。）に対する俸給月額の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該特定職員の俸給月額から、当該俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（その額を当該俸給月額から減じた額が当該特定職員の属する職務の級の最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあっては、当該俸給月額を当該特定職員の俸給月額から減じた額）を減ずる。

俸 給 表	職務の級
一般職俸給表（一）	6級
教育職俸給表（一）	5級
医療職俸給表（二）	6級
医療職俸給表（三）	6級

- 前項の特定職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、前項により減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずる。広域異動手当の支給に当たっても、同様とする。
- 第2項の特定職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該特定職員に対する管理職手当、期末手当、勤勉手当、休職者等の給与の支給、育児短時間勤務職員に対する給与及び俸給の半減に当たっては、第2項及び前項に準ずる。
（平成18年3月31日から引き続き同一の俸給月額を受ける職員の経過措置額の引き下げ）
- 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員（教育職俸給表(二)及び教育職俸給表(三)の適用を受ける職員を除く。）で、その者の俸給月額が、同日において受けていた俸給月額（平成21年12月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項の適用を受けた者にあっては、当該俸給月額に100分の99.5

9を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額(第2項の特定職員にあっては、当該額から、当該額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を俸給として支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第34条、第39条の2及び第43条の規定は、平成22年4月1日から適用する。
(平成23年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。)のうち、平成22年1月1日において国立大学法人岩手大学職員給与規則第18条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 3 育児休業等規則第11条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。ただし、第21条及び第3項から第6項までの規定は、平成24年4月1日から適用する。
(平成18年3月31日から引き続き同一の俸給月額を受ける職員の経過措置額の引き下げ)
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(平成21年12月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項又は平成23年1月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第5項の適用を受けた者)にあっては、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額(平成23年1月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項の特定職員にあっては、当該額から、当該額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を俸給として支給する。
(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)
- 3 平成24年4月1日において前項の規定による俸給に関する状況を考慮して36歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの(以下この項、次項及び第5項において「除外職員」という。)である者を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の国立大学法人岩手大学職員給与規則第18条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下この項、次項及び第5項において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(同日において30歳に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。))であって、当該職員の調整考慮事項を考慮

して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

- 4 平成25年4月1日において第2項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 5 平成26年4月1日において第2項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 6 育児休業等規則第11条に規定する育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年12月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第39条の2の規定は平成25年4月1日から適用する。
(平成18年3月31日から引き続き同一の俸給月額を受ける職員の経過措置額の廃止)
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給月額を受ける職員の経過措置額は、平成26年4月1日に廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(単身赴任手当の改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行日の前日において、改正前の第27条に規定する単身赴任手当の認定を受けていた職員(教育職俸給表(一)の適用を受ける職員であって、公募により採用され

た職員に限る。)が施行日以後も引き続き改正前の同条に定める支給要件に該当しているときは、平成29年3月31日までの間単身赴任手当を支給する。

(両住まい手当の改正に伴う経過措置)

- 3 この規則の施行日の前日において、改正前の第27条の2に規定する両住まい手当の認定を受けていた職員が施行日以後も引き続き同条に定める支給要件に該当しているときは、施行日以後3年間を上限として、両住まい手当を支給する。ただし、介護又は子の養育により、引き続き配偶者と別居することとなる職員のうち、学長が特に必要と認める場合は、当該事由による期間に限り、2年間を上限として支給期間を延長することができる。
 - 4 平成23年4月1日からこの規則の施行日の前日までの間において、改正前の第27条の2に規定する両住まい手当の要件を満たす職員(教育職俸給表(一)の適用を受ける職員であって、男性職員に限る。)が施行日以後も引き続き同条に定める支給要件に該当しているときは、施行日以後3年間を上限として、両住まい手当を支給する。ただし、介護又は子の養育により、引き続き配偶者と別居することとなる職員のうち、学長が特に必要と認める場合は、当該事由による期間に限り、2年間を上限として支給期間を延長することができる。
- (両住まい手当との調整)
- 5 附則第2項の規定の適用を受ける職員には、両住まい手当は支給しない。
- (単身赴任手当との調整)
- 6 附則第3項及び附則第4項の規定の適用を受ける職員には、単身赴任手当は支給しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第12条(俸給月額の上げに係る分に限る。)、第19条、第26条、第39条の2及び第46条の規定は平成26年4月1日から適用し、第10項の規定は平成26年12月1日から適用する。第12条(俸給月額の引き下げに係る分に限る。)、第23条の2、第27条、第39条、第42条及び第3項から第9項までの規定は、平成27年4月1日から施行する。
- (平成27年1月1日における昇給に関する特例)
- 2 平成27年1月1日における規則第18条第8項の規定の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数(当該号俸数が負となるときは、零)」とする。
- (俸給の切替えに伴う経過措置)
- 3 平成27年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員(教育職俸給表(二)及び教育職俸給表(三)の適用を受ける職員を除く。)で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(平成23年1月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項の特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を俸給として支給する。
- (広域異動手当に関する経過措置)
- 4 第23条の2の規定の適用については、第23条の2中「100分の10」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「100分の8」とする。
- (地域手当の支給)
- 5 第23条に規定する地域手当の支給にあっては、当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日後に改定された場合にあっては、当該異動の

日の前日の支給割合による地域手当とする。

(広域異動手当の支給)

- 6 第23条の2に規定する広域異動手当の支給については、当該異動の日の前日に係る広域異動手当の支給割合が当該異動の日後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の支給割合による広域異動手当とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 7 第27条の規定の適用については、第27条中「30,000円」とあるのは、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、給与法及び人事院規則等で定める手当額とする。

(単身赴任手当の加算額に関する経過措置)

- 8 単身赴任手当の加算額は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、給与法及び人事院規則等で定める加算額とする。

(単身赴任手当の改正に伴う経過措置の適用を受ける職員の単身赴任手当の支給額)

- 9 平成26年4月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項の規定の適用を受ける職員の単身赴任手当の支給額については、改正後の第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平成26年12月1日における勤勉手当に関する経過措置)

- 10 平成26年12月1日における勤勉手当については、第42条中「100分の75(特定管理職員にあつては、100分の95)」とあるのは、「100分の82.5(特定管理職員にあつては、100分の102.5)」とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年3月29日から施行する。ただし、第12条の規定(俸給月額引き上げに係る分に限る。)は平成27年4月1日から適用し、第4項の規定は平成27年12月1日から適用する。第12条(俸給月額引き下げに係る分に限る。)、第42条、第3項、第5項及び第6項の規定は平成28年4月1日から施行する。
- (俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 平成27年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員(教育職俸給表(二)及び教育職俸給表(三)の適用を受ける職員を除く。)で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(平成23年1月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項の特定職員にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を俸給として支給する。
- 3 平成28年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教育職俸給表(二)及び教育職俸給表(三)の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- (平成27年12月1日における勤勉手当に関する経過措置)
- 4 平成27年12月1日における勤勉手当については、第42条中「100分の80(特定管理職員にあつては、100分の100)」とあるのは、「100分の85(特定管理職員にあつては、100分の105)」とする。

(管理職手当及び職務付加手当の改正に伴う経過措置)

- 5 平成28年3月31日から引き続き同一の職(組織の改編に伴う変更後の職を含む。)に在職する職員で、その者が受ける管理職手当の額又は職務付加手当の額が同日において受けていた管理職手当の額に達しないこととなるものには、平成31年3月31日までの間、改正前の管理職手当の額(平成23年1月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項の特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を支給する。
- 6 当該職が任期のある職であって、任期満了後に再任された場合の管理職手当又は職務付加手当は、改正後の額を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は平成28年4月1日から適用し、第5項の規定は平成28年12月1日から適用する。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 平成27年3月31日から引き続き同一の俸給表の俸給表の適用を受ける職員(教育職(二)及び教育職(三)の適用を受ける職員を除く。)で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(平成23年1月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項の特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を俸給として支給する。
- 3 平成28年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教育職俸給表(二)及び教育職俸給表(三)の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
(扶養手当の改正に伴う経過措置)
- 4 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間の手当額は次の表のとおりとする。

支給対象者	平成29年度	平成30年度	平成31年度
扶養すべき配偶者	10,000円	6,500円	6,500円
扶養すべき子	8,000円	10,000円	10,000円
扶養すべき父母等	6,500円	6,500円	6,500円

ただし、平成29年度は職員に配偶者がいない場合にあっては扶養親族たる子のうち一人については10,000円、配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては扶養親族たる父母等のうち一人については9,000円とし、平成31年度は、一般職俸給表(一)8級以上、教育職俸給表(一)5級以上及び医療職俸給表(二)8級以上の職員の扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等にあっては3,500円とする。

(平成28年12月1日における勤勉手当に関する経過措置)

- 5 平成28年12月1日における勤勉手当については、第42条中「100分の85(特定管理職員にあっては、100分の105)」とあるのは、「100分の90(特定管理職員にあっては、100分の110)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は平成29年4月1日から適用し、第3項の規定は平成29年12月1日から適用する。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 平成28年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教育職俸給表(二)及び教育職俸給表(三)の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
(平成29年12月1日における勤勉手当に関する経過措置)
- 3 平成29年12月1日における勤勉手当については、第42条中「100分の90(特定管理職員にあっては、100分の110)」とあるのは、「100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)」とする。
(平成30年4月1日における号俸の調整)
- 4 平成30年4月1日において37歳に満たない職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。)のうち、平成27年1月1日において国立大学法人岩手大学職員給与規則第18条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 岐阜大学大学院連合獣医学研究科が存続する間の当該研究科の授業を担当する者の俸給の調整額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は平成30年4月1日から適用し、第2項の規定は平成30年12月1日から適用する。
(平成30年12月1日における勤勉手当に関する経過措置)
- 2 平成30年12月1日における勤勉手当については、第42条中「100分の92.5(特定管理職員にあっては、100分の112.5)」とあるのは、「100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成31年4月1日から適用し、次項の規定は、令和元年12月1日から適用する。
(令和元年12月1日における勤勉手当に関する経過措置)
- 2 令和元年12月1日における勤勉手当については、第42条中「100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)」とあるのは、「100分の97.5(特定管理職員にあっては、100分の117.5)」とする。
(住居手当に関する経過措置)
- 3 令和2年3月31日において改正前の第25条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、令和2年4月1日以後においても引き続き当

該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、改正前の第25条の規定により支給されていた住居手当の月額から改正後の第25条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員に対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、改正後の第25条の規定にかかわらず、改正前の住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第39条の2の規定は、令和3年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第28条の2の規定は令和4年2月1日から、改正後の第19条（助教に係る部分に限る。）の規定は令和4年4月1日から、改正後の第41条の規定は令和4年6月1日から適用する。
（俸給の調整額に関する経過措置）
- 3 この規則による改正前の第19条の規定により、工学研究科博士後期課程の授業を常時担当する者については、当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、俸給の調整額を支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年3月7日から施行する。ただし、第12条の規定は、令和4年4月1日から適用し、次項の規定は令和4年12月1日から適用する。
（令和4年12月1日における勤勉手当に関する経過措置）
- 2 令和4年12月1日における勤勉手当については、第42条中「100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）」とあるのは、「100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年10月17日から施行する。ただし、改正後の第4条、第6条、第8条及び第28条の3の規定は令和5年4月1日から適用する。
（満60歳を超える職員の給与）
- 2 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が満60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第11条、第12条第2項及び第14条から第17条までの規定により当該職員の属する職務の級並びに第11条、第18条第2項、第3項、第5項、第6項、第8

- 項、第9項及び第11項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
（俸給月額の7割措置を適用しない職員）
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- 一 就業規則第4条に規定する教員（附属学校教員を除く。）
 - 二 国立大学法人岩手大学産休補助職員等就業規則第3条の規定により採用される職員
（管理監督職勤務上限年齢調整額）
- 4 就業規則第20条の2第1項に規定する管理監督職以外の職員へ降任した職員であつて、当該管理監督職以外の職員へ降任した日に附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下「特定日俸給月額」という。）が特定日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
（管理監督職勤務上限年齢調整額の上限）
- 5 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第11条第1項及び第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第11条第1項及び第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。
（附則第2項の規定の適用を受ける職員の俸給の調整額）
- 6 附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第19条第2項の規定の適用については、当分の間、同条第2項中「掲げる調整数を乗じて得た額」とあるのは「掲げる調整数を乗じて得た額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。
（附則第2項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の額）
- 7 附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第28条第2項の規定の適用については、当分の間、同条第2項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の第12条の規定は、令和6年1月25日から施行し、令和5年4月1日から適用し、次項及び第3項の規定は、令和6年1月25日から施行し、令和5年12月1日から適用する。
（令和5年12月1日における期末手当に関する経過措置）
- 2 令和5年12月1日における期末手当については、第41条中「12月に支給する場合においては100分の122.5を乗じて得た額」とあるのは、「12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額」と、「12月に支給する場合においては100分の102.5を乗じて得た額」とあるのは、「12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額）」とする。
（令和5年12月1日における勤勉手当に関する経過措置）
- 3 令和5年12月1日における勤勉手当については、第42条中「100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）」とあるのは、「100分の105

(特定管理職員にあつては、100分の125)」とする。

教育職員の任用基準及び給与基準

職 位		任 用 基 準	標準の級	級決定基準
教 員 (附属学 校教員を 除く。)	教授 ・専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 ・主として研究に従事する。 ・特殊な業務に従事する。	国立大学法人岩手大学教員選考基準による。	教育(一) 5級	経験年数大卒16年
	准教授 ・専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 ・主として研究に従事する。 ・特殊な業務に従事する。		4級	経験年数大卒9年
	講師 ・教授又は准教授に準ずる職務に従事する。 ・主として研究に従事する。 ・特殊な業務に従事する。		3級	経験年数大卒6年
	助教 ・専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 ・主として研究に従事する。 ・特殊な業務に従事する。		2級	経験年数大卒0年
	(研究科担当教員)			
附属学校 教員 (幼稚園)	副園長 園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときは、その職務を行う。	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20条に規定する校長の資格を有し、かつ、附属学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	教育(三) 3級	経験年数大卒11年
	教諭 幼児の保育をつかさどる。	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条に規定する免許状を有し、かつ、附属学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	2級	経験年数大卒0年
	養護教諭 幼児の養護をつかさどる。	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条に規定する養護教諭の免許状を有し、かつ、附属学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	2級	経験年数大卒0年
(小学校 ・中学校)	副校長 校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。また、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときは、その職務を行う。	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20条に規定する校長の資格を有し、かつ、附属学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	教育(三) 4級	経験年数大卒24年
	主幹教諭 校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童、生徒の教育をつかさどる。	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条に規定する免許状を有し、かつ、附属学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	特2級	経験年数大卒7年
	教諭 児童、生徒の教育をつかさどる。	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条に規定する免許状を有し、かつ、附属学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	2級	経験年数大卒0年
	養護教諭 児童生徒の養護をつかさどる。	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条に規定する養護教諭の免許状を有し、かつ、附属学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	2級	経験年数大卒0年
(特別支 援学校)	副校長 校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。また、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときは、その職務を行う。	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20条に規定する校長の資格を有し、かつ、附属学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	教育(二) 4級	経験年数大卒25年
	教諭 児童生徒の教育をつかさどる。	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条に規定する免許状を有し、かつ、附属学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	2級	経験年数大卒0年
	養護教諭 児童、生徒の養護をつかさどる。	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条に規定する養護教諭の免許状を有し、かつ、附属学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	2級	経験年数大卒0年

事務職員等の任用基準及び給与基準

職 位		任 用 基 準	標準の級	昇格の級	昇 格 基 準
事務職員	事務局長 大学の事務を統括し、調整する。	大学事務に関する高度の管理・運営能力を有すると認められる者	一般(一) 8級	9級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断
	部長・次長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理する。	部の事務に関する高度の管理・運営能力を有すると認められる者	7級	8級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断
	課長・事務長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課又は学部の事務を掌理する。	課又は学部の事務に関する高度の管理・運営能力を有すると認められる者	5級	6級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在職年数を総合的に判断
	主査（副課長・副事務長） 上司の命を受け、担当の事務を処理し、グループの事務を総括整理するとともに、部下の職員を指導する。また、課長又は事務長に事故があるとき、課長又は事務長が不在のときは、その職務を代理する。	担当する事務、課又は学部の事務に特に高度の知識及び処理能力並びに部下の指導能力を有すると認められる者	4級	5級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在職年数を総合的に判断
	主査 上司の命を受け、担当の事務を処理するとともに、部下の職員を指導する。また、グループリーダーに指名された者は、グループの事務を総括整理する。	担当する事務に特に高度の知識及び処理能力並びに部下の指導能力を有すると認められる者	3級	4級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断
	主任 上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務を処理する。	担当する事務に高度な知識及び処理能力を有すると認められる者	3級		
	主事 上司の命を受け、担当の事務を処理する。	担当する事務を適切に処理する能力を有すると認められる者	1級	2級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在職年数を総合的に判断
専門職員 （事務系）	（専門分野）専門員 上司の命を受け、特に高度の専門的な業務を処理する。	取得困難な資格を有し、担当する業務を適切に処理する能力を有すると認められる者又は特定の専門分野に特に高度の知識及び処理能力を有すると認められる者	一般(一) 4級	6級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断
	（専門分野）専門職員 上司の命を受け、高度の専門的な業務を処理する。	特定の専門分野に高度の知識及び処理能力を有すると認められる者		5級	勤務成績が特に優秀な者で、専門員歴等を総合的に判断
			3級	4級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断

職 位		任 用 基 準	標準の級	昇格の級	昇 格 基 準
専門職員 (技術系)	技術室長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、技術室の業務を掌理する。	技術室の業務に関する高度の管理・運営能力を有すると認められる者	一般(一) 4 級	6 級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断
				5 級	勤務成績が特に優秀な者で、技術室長歴を総合的に判断
	技術専門員 上司の命を受け、研究支援に関する特に高度の専門的な技術業務を処理するとともに、部下の職員を指導する。	特に高度の専門的な技術及び部下の指導に優れた能力を有すると認められる者	4 級	6 級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断
				5 級	勤務成績が特に優秀な者で、技術専門員歴等を総合的に判断
技術専門職員 上司の命を受け、研究支援に関する高度の専門的な技術業務を処理するとともに、部下の職員を指導する。	高度の専門的な技術及び部下の指導能力を有すると認められる者	3 級	4 級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断	
技術職員 上司の命を受け、研究支援に関する専門的な技術業務を処理する。	専門的な技術を有すると認められる者	1 級	2 級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断	
技能職員	(技能免許所有職員) 上司の命を受け、技能を要する業務に従事する。	業務に必要な免許状を所有し、担当する業務を適切に処理する能力を有すると認められる者	一般(二) 3 級	4 級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況、在級年数及び免許取得後経験年数を総合的に判断
	(一般技能職員) 上司の命を受け、技能を要する業務に従事する。	専門的な技能を有すると認められる者		2 級	4 級
				3 級	勤務成績が特に優秀な者で、技能職員歴等を総合的に判断
医療職員	栄養士 上司の命を受け、栄養士に関する業務に従事する。	栄養士法第 2 条に規定する免許状を有し、担当する業務を適切に処理する能力を有すると認められる者	医療(二) 1 級 又は 2 級	3 級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断
				2 級	勤務成績が優秀な者で、栄養士歴等を総合的に判断
	保健師・看護師 上司の命を受け、保健師・看護師に関する業務に従事する。	保健師助産師看護師法第 7 条に規定する免許状を有し、担当する業務を適切に処理する能力を有すると認められる者	医療(三) 2 級	3 級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断

別表第3（第12条関係）

令和5年4月1日から適用される俸給表

一般職俸給表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	

41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				

90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600						
95		296,200	344,100						
96		296,600	344,500						
97		296,800	344,700						
98		297,100	345,100						
99		297,500	345,500						
100		297,900	345,800						
101		298,100	346,100						
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第4（第12条関係）

令和5年4月1日から適用される俸給表

一般職俸給表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200

41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	

89	227,000	260,900	294,500	318,600
90	227,400	261,100	295,000	318,900
91	227,700	261,400	295,500	319,200
92	228,000	261,600	295,800	319,500
93	228,200	261,900	296,200	319,700
94	228,500	262,200	296,700	320,000
95	228,800	262,500	297,200	320,300
96	229,100	262,700	297,700	320,500
97	229,300	262,900	298,000	320,700
98	229,600	263,200	298,400	321,000
99	229,800	263,400	298,900	321,300
100	230,100	263,700	299,400	321,500
101	230,400	264,000	299,800	321,700
102	230,600	264,200	300,200	
103	230,900	264,500	300,500	
104	231,200	264,800	300,800	
105	231,500	265,000	301,100	
106	232,000	265,200	301,500	
107	232,300	265,500	301,900	
108	232,600	265,700	302,300	
109	232,800	266,000	302,600	
110	233,200	266,300	303,000	
111	233,600	266,600	303,400	
112	233,900	266,800	303,700	
113	234,100	267,000	303,900	
114	234,600	267,300	304,200	
115	235,100	267,500	304,500	
116	235,600	267,700	304,700	
117	235,900	268,000	304,900	
118	236,300	268,300	305,200	
119	236,700	268,600	305,500	
120	237,000	268,900	305,700	
121	237,400	269,100	305,900	
122		269,300	306,200	
123		269,600	306,500	
124		269,900	306,700	
125		270,100	306,900	
126		270,300	307,200	
127		270,600	307,500	
128		270,900	307,700	
129		271,100	307,900	
130		271,300	308,200	
131		271,600	308,500	
132		271,900	308,700	
133		272,100	308,900	
134		272,300		
135		272,600		
136		272,900		
137		273,100		

備考 この表は技能職員に適用する。

別表第5（第12条関係）

令和5年4月1日から適用される俸給表

教育職俸給表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200	535,900
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500	538,900
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600	542,000
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700	545,100
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600	548,100
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000	550,500
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200	553,000
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500	555,400
9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200	557,700
10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700	559,500
11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900	561,400
12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100	563,300
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500	565,000
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700	566,400
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900	567,700
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200	568,900
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300	570,200
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600	571,000
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800	571,700
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100	572,400
21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100	573,200
22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400	
23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800	
24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100	
25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100	
26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200	
27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300	
28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400	
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400	
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700	
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900	
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800	
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700	
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800	
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000	
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000	
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100	
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100	
39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000	
40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900	
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900	
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800	
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500	

44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400
45	270,200	322,900	376,600	417,900	502,300
46	271,700	323,400	378,300	419,400	504,100
47	273,300	324,200	379,800	420,800	505,900
48	274,600	325,000	381,300	422,300	507,700
49	275,700	325,600	382,800	423,600	509,400
50	276,200	326,300	384,400	424,800	511,100
51	276,600	327,000	385,900	426,100	512,900
52	277,200	327,700	387,500	427,300	514,800
53	277,600	328,700	388,600	428,000	516,300
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600
61	282,200	333,500	399,600	434,800	527,800
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800
63	283,900	335,300	402,400	436,700	529,800
64	284,700	336,100	403,800	437,600	530,800
65	285,400	336,800	404,800	438,500	531,400
66	286,000	337,800	405,900	439,400	532,300
67	286,800	338,500	406,900	440,400	533,200
68	287,500	339,500	408,000	441,300	534,100
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000
73	290,700	343,100	411,900	446,200	537,700
74	291,600	344,100	412,800	447,100	538,200
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000
76	293,300	346,100	414,300	449,000	539,600
77	293,800	347,100	414,900	449,800	540,100
78	294,700	348,000	415,400	450,300	540,700
79	295,600	348,900	415,800	451,000	541,300
80	296,400	349,800	416,200	451,600	541,900
81	297,200	350,700	416,500	452,400	542,500
82	298,100	351,600	416,900	453,100	
83	298,900	352,500	417,200	453,400	
84	299,700	353,400	417,600	454,000	
85	300,200	354,000	417,900	454,400	
86	301,000	354,600	418,300	454,800	
87	301,800	355,200	418,700	455,200	
88	302,600	355,800	419,100	455,500	
89	303,200	356,300	419,400	455,800	
90	303,800	356,700	419,800	456,200	
91	304,400	357,100	420,200	456,600	
92	305,000	357,500	420,500	456,900	

93	305,600	357,900	420,800	457,200
94	306,200	358,300	421,200	457,600
95	306,800	358,800	421,500	457,900
96	307,400	359,200	421,800	458,200
97	307,900	359,800	422,100	458,500
98	308,500	360,300	422,500	458,900
99	309,100	360,700	422,800	459,200
100	309,700	361,200	423,100	459,500
101	310,000	361,600	423,400	459,800
102	310,300	362,100	423,800	
103	310,600	362,400	424,100	
104	310,900	362,800	424,400	
105	311,200	363,300	424,700	
106	311,500	363,700	425,000	
107	311,800	364,200	425,300	
108	312,000	364,700	425,600	
109	312,400	365,100	425,900	
110	312,700	365,600	426,200	
111	313,100	366,100	426,500	
112	313,500	366,500	426,800	
113	313,800	366,900	427,100	
114	314,200	367,300	427,400	
115	314,500	367,800	427,700	
116	314,800	368,200	428,000	
117	315,000	368,600	428,200	
118	315,300	369,000		
119	315,700	369,500		
120	316,100	369,900		
121	316,300	370,200		
122	316,600	370,600		
123	317,000	371,100		
124	317,400	371,400		
125	317,600	371,800		
126	317,800	372,300		
127	318,100	372,800		
128	318,500	373,200		
129	318,700	373,600		
130	319,000	374,100		
131	319,400	374,600		
132	319,600	375,100		
133	319,800	375,600		
134	320,100	376,100		
135	320,500	376,600		
136	320,700	377,100		
137	320,900	377,600		
138	321,100	378,100		
139	321,300	378,600		
140	321,600	379,100		
141	322,000	379,600		
142	322,300			

143	322,600				
144	322,900				
145	323,300				
146	323,600				
147	323,800				
148	324,100				
149	324,500				
150	324,800				
151	325,100				
152	325,300				
153	325,600				
154	325,900				
155	326,200				
156	326,500				
157	326,700				

備考 この表は、教授、准教授、講師（常時勤務するものに限る。）、及び助教に適用する。

別表第6 (第12条関係)

令和5年4月1日から適用される俸給表

教育職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	178,600	221,500	340,500	422,400
2	180,100	223,200	342,600	424,300
3	181,700	224,700	344,600	426,100
4	183,200	226,200	346,600	427,700
5	184,800	227,900	348,600	429,200
6	186,800	229,300	350,200	430,700
7	188,600	230,500	351,900	432,500
8	190,500	231,800	353,400	434,400
9	192,200	233,500	354,900	436,100
10	194,300	235,200	356,900	437,900
11	196,300	236,900	358,900	439,800
12	198,400	238,600	360,900	441,600
13	200,400	240,100	362,800	443,300
14	202,500	242,100	364,700	445,200
15	204,600	244,000	366,500	447,100
16	206,700	245,900	368,100	449,000
17	209,000	247,600	369,800	450,700
18	211,100	250,100	371,600	452,500
19	213,300	252,500	373,400	454,300
20	215,200	254,900	375,200	456,100
21	217,400	257,300	376,800	457,800
22	219,100	259,800	378,700	459,500
23	220,600	262,100	380,500	461,400
24	222,100	264,300	382,200	463,100
25	223,600	266,500	383,500	464,800
26	224,800	268,800	385,300	466,400
27	226,000	271,200	387,100	468,100
28	227,400	273,300	389,000	469,600
29	228,700	275,600	390,900	471,100
30	230,200	277,900	392,700	472,400
31	231,800	280,200	394,600	473,700
32	233,200	282,300	396,500	475,000
33	234,600	284,400	398,100	476,200
34	236,300	286,600	399,800	476,900
35	238,200	288,700	401,500	477,600
36	239,700	290,700	403,200	478,300
37	241,100	292,800	404,400	478,900
38	242,600	294,500	405,800	
39	244,100	296,300	407,200	
40	245,600	298,000	408,600	
41	247,100	299,400	410,200	
42	248,400	301,400	411,600	
43	249,600	303,300	413,000	
44	250,700	305,300	414,400	
45	251,800	307,300	415,800	
46	253,000	309,500	417,100	
47	254,200	311,700	418,600	

48	255,200	313,900	420,100
49	256,400	316,000	421,700
50	257,700	318,400	423,200
51	258,900	320,600	424,800
52	260,200	322,700	426,300
53	261,300	324,800	428,000
54	262,500	326,300	429,500
55	263,800	327,900	431,100
56	264,800	329,400	432,700
57	266,000	331,100	434,300
58	266,700	333,100	435,800
59	267,700	335,100	437,000
60	268,700	337,100	438,200
61	269,600	338,900	439,400
62	270,400	340,900	440,700
63	271,200	342,900	442,000
64	272,000	344,800	443,200
65	273,100	346,500	444,400
66	274,500	348,600	445,700
67	275,800	350,600	446,900
68	277,100	352,600	448,100
69	278,300	354,400	449,300
70	279,500	356,300	450,500
71	280,700	358,300	451,700
72	281,900	360,200	452,900
73	283,000	361,800	454,000
74	284,000	363,700	454,600
75	285,000	365,500	455,100
76	285,900	367,400	455,600
77	286,800	369,300	456,100
78	287,700	371,000	
79	288,600	372,600	
80	289,500	374,200	
81	290,300	375,600	
82	291,500	377,100	
83	292,500	378,500	
84	293,500	379,900	
85	294,500	381,000	
86	295,500	382,400	
87	296,500	383,800	
88	297,500	385,100	
89	298,600	386,300	
90	299,700	387,600	
91	300,900	388,700	
92	301,900	390,000	
93	302,400	391,200	
94	303,400	392,300	
95	304,500	393,500	
96	305,700	394,700	
97	306,700	396,100	
98	307,800	397,100	
99	308,800	398,100	
100	309,800	399,100	
101	310,600	400,000	
102	311,800	401,100	
103	312,800	402,200	
104	313,800	403,300	

105	314,400	404,000
106	315,300	404,900
107	316,100	405,800
108	316,900	406,700
109	317,600	407,500
110	318,000	408,400
111	318,400	409,200
112	318,900	410,000
113	319,400	410,600
114	319,800	411,300
115	320,300	412,100
116	320,700	412,800
117	321,200	413,400
118	321,800	413,900
119	322,200	414,300
120	322,700	414,700
121	323,200	415,000
122	323,600	415,300
123	324,100	415,600
124	324,600	415,800
125	325,200	416,000
126	325,500	416,300
127	325,800	416,600
128	326,100	416,800
129	326,300	417,000
130	326,600	417,300
131	326,900	417,600
132	327,200	417,800
133	327,400	418,000
134	327,600	418,300
135	327,800	418,600
136	328,100	418,800
137	328,400	419,000
138	328,600	419,300
139	328,900	419,600
140	329,200	419,800
141	329,400	420,000
142	329,600	420,300
143	329,900	420,600
144	330,100	420,800
145	330,400	421,000
146	330,600	
147	330,900	
148	331,200	
149	331,400	
150	331,600	
151	331,900	
152	332,200	
153	332,400	

備考(一) この表は、附属特別支援学校の教員に適用する。

(二) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第7（第12条関係）

令和5年4月1日から適用される俸給表

教育職俸給表(三)

職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	178,600	194,900	277,200	305,800	412,100
2	180,100	197,000	279,500	308,400	413,700
3	181,700	199,200	281,900	311,200	415,200
4	183,200	201,400	284,000	313,700	416,600
5	184,800	203,500	286,200	316,000	417,900
6	186,800	205,600	288,400	318,100	419,300
7	188,600	207,700	290,700	320,200	420,700
8	190,500	209,900	292,800	322,300	422,100
9	192,200	212,100	294,900	324,400	423,600
10	194,300	214,500	297,200	326,600	425,000
11	196,300	216,800	299,500	328,900	426,400
12	198,400	219,100	301,700	331,200	427,700
13	200,400	221,500	303,900	333,500	429,000
14	202,500	223,200	305,700	335,300	430,400
15	204,600	224,700	307,500	337,100	431,800
16	206,700	226,200	309,200	338,800	433,200
17	209,000	227,900	310,900	340,500	434,400
18	211,100	229,300	313,100	342,600	435,800
19	213,300	230,500	315,200	344,600	437,000
20	215,200	231,800	317,500	346,600	438,300
21	217,400	233,500	319,500	348,600	439,400
22	219,100	235,200	321,800	350,200	440,600
23	220,600	236,900	324,000	351,900	441,900
24	222,100	238,600	326,300	353,400	443,200
25	223,600	240,100	328,500	354,900	444,500
26	224,700	242,100	330,800	356,700	445,800
27	225,800	244,000	332,900	358,400	446,800
28	227,000	245,900	334,900	360,200	447,900
29	228,600	247,600	336,900	361,800	449,100
30	230,100	250,100	338,300	363,400	449,900
31	231,600	252,500	339,800	365,000	450,700
32	233,100	254,900	341,400	366,500	451,600
33	234,400	257,300	342,900	367,800	452,500
34	236,000	259,800	344,900	369,400	453,000
35	237,800	262,100	347,000	370,900	453,500
36	239,200	264,300	348,900	372,600	454,000
37	240,500	266,500	350,700	374,300	454,500
38	241,900	268,800	352,400	375,800	
39	243,300	271,200	354,100	377,100	
40	244,700	273,300	355,700	378,500	
41	246,000	275,600	357,200	379,700	
42	247,400	277,900	359,000	381,100	
43	248,600	280,200	360,600	382,500	
44	249,900	282,300	362,200	384,000	
45	251,200	284,400	363,900	385,400	
46	252,500	286,600	365,600	387,000	
47	253,700	288,700	366,900	388,500	
48	254,800	290,700	368,400	390,000	
49	256,000	292,800	369,600	391,400	

50	257,300	294,500	371,100	392,900
51	258,600	296,300	372,700	394,300
52	259,600	298,000	374,200	395,600
53	260,700	299,400	375,600	396,800
54	262,100	301,400	377,100	398,100
55	263,100	303,300	378,600	399,200
56	264,100	305,300	380,100	400,300
57	265,100	307,300	381,500	401,600
58	266,200	309,500	382,900	402,800
59	267,200	311,700	384,200	404,000
60	268,200	313,900	385,500	405,200
61	269,100	316,000	386,400	406,300
62	269,800	318,400	387,600	407,300
63	270,500	320,600	388,700	408,600
64	271,100	322,700	389,900	409,800
65	271,800	324,800	390,700	411,000
66	273,000	326,300	391,800	412,200
67	274,200	327,900	392,800	413,300
68	275,300	329,400	393,800	414,400
69	276,600	331,100	394,900	415,400
70	278,000	333,100	395,900	416,600
71	279,200	335,100	397,000	417,800
72	280,400	337,100	398,100	419,000
73	281,200	338,900	399,100	419,600
74	282,100	340,900	400,200	420,400
75	283,200	342,800	401,400	421,100
76	284,200	344,700	402,400	421,600
77	285,100	346,400	403,300	421,900
78	286,100	348,300	404,200	422,300
79	287,200	350,000	405,200	422,700
80	288,000	351,700	406,200	423,200
81	288,800	353,500	407,000	423,500
82	289,600	355,200	407,800	423,900
83	290,400	356,600	408,500	424,300
84	291,300	358,300	409,300	424,600
85	292,200	359,500	410,000	424,900
86	293,000	361,100	410,800	425,300
87	293,700	362,600	411,500	425,700
88	294,500	364,100	412,300	426,000
89	295,400	365,400	412,900	426,300
90	296,300	366,700	413,600	426,600
91	297,200	368,100	414,100	426,900
92	297,900	369,500	414,800	427,100
93	298,200	370,900	415,200	427,300
94	298,900	372,200	415,600	
95	299,600	373,400	415,900	
96	300,400	374,500	416,200	
97	301,100	375,500	416,400	
98	301,900	376,500	416,700	
99	302,700	377,500	417,000	
100	303,400	378,400	417,200	
101	304,100	379,300	417,400	
102	304,500	380,300	417,700	
103	304,900	381,200	418,000	
104	305,300	382,100	418,200	
105	305,500	382,900	418,400	
106	305,800	383,800	418,700	
107	306,100	384,700	419,000	

108	306,300	385,600	419,200
109	306,500	386,400	419,400
110	306,700	387,300	419,700
111	307,000	388,200	420,000
112	307,300	389,300	420,200
113	307,500	389,900	420,400
114	307,700	390,800	420,700
115	307,900	391,700	421,000
116	308,200	392,600	421,200
117	308,500	393,400	421,400
118	308,700	394,100	
119	309,000	394,900	
120	309,300	395,700	
121	309,500	396,300	
122	309,700	397,100	
123	309,900	397,800	
124	310,200	398,500	
125	310,500	399,100	
126		399,800	
127		400,400	
128		401,000	
129		401,700	
130		402,300	
131		402,800	
132		403,300	
133		403,600	
134		403,900	
135		404,200	
136		404,500	
137		404,800	
138		405,100	
139		405,400	
140		405,700	
141		406,000	
142		406,300	
143		406,600	
144		406,900	
145		407,100	
146		407,400	
147		407,700	
148		407,900	
149		408,100	
150		408,400	
151		408,700	
152		408,900	
153		409,100	
154		409,400	
155		409,700	
156		409,900	
157		410,100	

備考(一) この表は、附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校の教員に適用する。

(二) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第8（第12条関係）

令和5年4月1日から適用される俸給表

医療職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	499,000
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	500,000
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	501,000

41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300			
87		290,900	326,700	347,600			
88		291,100	327,000	347,900			

89		291,500	327,400	348,300			
90		291,700	327,800	348,600			
91		291,900	328,200	349,000			
92		292,100	328,600	349,300			
93		292,500	328,900	349,700			
94		292,700	329,100	350,000			
95		292,900	329,500	350,300			
96		293,200	329,800	350,600			
97		293,500	330,000	350,900			
98		293,700	330,300	351,300			
99		293,900	330,600	351,700			
100		294,200	330,900	352,100			
101		294,500	331,100	352,600			
102		294,700	331,400	353,000			
103		294,900	331,800	353,400			
104		295,200	332,000	353,800			
105		295,500	332,200	354,300			
106			332,400				
107			332,800				
108			333,000				
109			333,200				
110			333,600				
111			334,000				
112			334,400				
113			334,600				

備考 この表は、栄養士に適用する。

別表第9（第12条関係）

令和5年4月1日から適用される俸給表

医療職俸給表(三)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900

41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		

90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			
137	301,900	332,700			
138	302,200	333,100			

139	302,600	333,500				
140	302,900	333,900				
141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					

備考 この表は、保健師、看護師に適用する。

別表第10（第21条関係）

組 織	職 名		月 額
	副学長		100,000円
学部	学部長		100,000円
	事務長		61,000円
大学院	研究科長	連合農学研究科	100,000円
		獣医学研究科	100,000円
		教育学研究科	40,000円
附属学校	園長	幼稚園	30,000円
	校長	小学校	35,000円
		中学校・特別支援学校	30,000円
	副園長	幼稚園	53,700円
	副校長	小学校・中学校	65,100円
		特別支援学校	56,900円
事務局	事務局長		117,500円
	部長・次長		88,500円
	課長		61,000円
技術部	技術室長		61,000円

別表第11（第19条関係）

勤務箇所	職員	調整数
大学院の研究科 （獣医学研究科を除く。）	（1）教授、准教授、講師又は助教で、大学院研究科の授業を常時担当する者（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院博士課程の学生を担当する主任指導教員で、4人以上の学生を担当する者	3
	（2）大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士課程を担当する者（（1）に掲げる者を除く。）	2
	（3）大学院担当教員（（1）及び（2）に掲げる者を除く。）	1
	（4）大学院研究科に在学する学生の指導に従事する助教	
獣医学研究科	（1）教授、准教授、講師又は助教で獣医学研究科の授業を担当する者（以下「獣医学研究科担当教員」という。）のうち、学生を担当する主任指導教員で、5人以上の学生を担当する者	3
	（2）獣医学研究科担当教員のうち、当該大学院研究科を担当する者（（1）に掲げる者を除く。）	2
	（3）獣医学研究科に在学する学生の指導に従事する助教	1
教育学部附属 特別支援学校	（1）特別支援教育に直接従事することを本務とする副校長及び教諭 （2）養護教諭	1

別表第12（第19条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級	調整基本額
2級	10,500円。ただし、1号俸9,207円、2号俸9,306円、3号俸9,405円、4号俸9,504円、5号俸9,598円、6号俸9,697円、7号俸9,796円、8号俸9,895円、9号俸9,999円、10号俸10,107円、11号俸10,215円、12号俸10,323円、13号俸10,426円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,100円
6級	16,400円

ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	11,100円
3級	12,000円（給与規則別表第6の備考（二）に定める職員にあっては12,200円）
4級	13,100円

別表第13（第28条関係）

教育職俸給表（二）の適用を受ける者

（単位：円）

職務の 級 号俸	1級	2級	3級	4級
1から4	2,000	2,500	5,100	6,800
5から8	2,000	2,600	5,200	6,900
9から12	2,100	2,800	5,400	7,100
13から16	2,200	2,900	5,500	7,200
17から20	2,300	3,000	5,700	7,400
21から24	2,400	3,200	5,900	7,500
25から28	2,600	3,300	6,000	7,600
29から32	2,700	3,500	6,100	7,700
33から36	2,800	3,700	6,300	7,900
37から40	2,900	3,800	6,400	8,000
41から44	3,100	4,100	6,600	
45から48	3,200	4,300	6,800	
49から52	3,300	4,500	6,900	
53から56	3,400	4,800	7,000	
57から60	3,500	4,900	7,100	
61から64	3,600	5,100	7,200	
65から68	3,700	5,300	7,300	
69から72	3,800	5,400	7,400	
73から76	3,900	5,500	7,500	
77から80	4,000	5,600	7,500	
81から84	4,100	5,800		
85から88	4,100	5,900		
89から92	4,200	6,100		
93から96	4,300	6,200		
97から100	4,400	6,300		
101から104	4,400	6,400		
105から108	4,500	6,500		
109から112	4,500	6,600		
113から116	4,600	6,700		
117から120	4,700	6,800		
121から124	4,700	6,900		
125から128	4,800	6,900		
129から132	4,900	6,900		
133から136	4,900	7,000		
137から140	4,900	7,100		
141から144	5,000	7,100		
145から148	5,100	7,100		
149から152	5,100			
153	5,100			

教育職俸給表（三）の適用を受ける者

（単位：円）

職務の 級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
1から4	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
5から8	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
9から12	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
13から16	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
17から20	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
21から24	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
25から28	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
29から32	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
33から36	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
37から40	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
41から44	3,100	3,500	5,400	6,000	
45から48	3,200	3,700	5,600	6,100	
49から52	3,300	3,800	5,700	6,300	
53から56	3,400	4,100	5,800	6,400	
57から60	3,500	4,300	6,000	6,600	
61から64	3,600	4,500	6,100	6,800	
65から68	3,700	4,800	6,300	6,900	
69から72	3,800	4,900	6,400	7,000	
73から76	3,900	5,100	6,500	7,100	
77から80	4,000	5,300	6,700	7,200	
81から84	4,100	5,400	6,800	7,300	
85から88	4,100	5,500	6,900	7,400	
89から92	4,200	5,600	6,900	7,500	
93から96	4,300	5,800	7,000	7,500	
97から100	4,400	5,900	7,200		
101から104	4,400	6,100	7,200		
105から108	4,500	6,200	7,200		
109から112	4,500	6,300	7,300		
113から116	4,600	6,400	7,300		
117から120	4,700	6,500	7,300		
121から124	4,700	6,600			
125から128	4,800	6,700			
129から132		6,800			
133から136		6,900			
137から140		6,900			
141から144		6,900			
145から148		7,000			
149から152		7,100			
153から156		7,100			
157		7,100			

別表第14（第18条関係）

昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	8以上	6	4（特定職員に あつては、3）	2	0
	2以上	1	0	0	0
備考 この表に定める上段の号俸数は55歳（一般職俸給表（二）の適用を受ける職員にあつては57歳）を超える職員以外の職員に、下段の号俸数は55歳（一般職俸給表（二）の適用を受ける職員にあつては57歳）を超える職員に適用する。					

別表第15（第18条関係）

昇給区分適用基準表

区分A	<ul style="list-style-type: none"> ① 繁忙度、緊急度、困難度等が高い業務を遂行し、特に高く評価できる成果を挙げた場合 ② 組織における重要度が高い業務を遂行し、組織としての成果の向上に特に顕著な貢献をした場合 ③ 高度の知識経験等を必要とする業務を適切に遂行し、特に顕著な業務処理能力の伸長が認められる場合 ④ 教育・研究上の業績が認められ、特に権威のある学術上の表彰を受けた場合 ⑤ 教育・研究及びその成果が、社会に対し特に多大な貢献をしたとの評価を得た場合 ⑥ 専門誌等における掲載論文の評価が特に高いとされた場合 ⑦ 学術会議等での発表が特に高い評価を受けた場合 ⑧ 職務発明が特に高い評価を受けた場合 ⑨ 評価の特に高い発見をした場合 ⑩ 教育研究プロジェクト等においてその貢献が特に顕著であると評価された場合 ⑪ 教育・研究に関する事項を審議する委員会等においてその貢献が特に顕著であると評価された場合 ⑫ その他、教育・研究活動の貢献が特に顕著であると評価された場合
区分B	<ul style="list-style-type: none"> ① 繁忙度、緊急度、困難度等が高い業務を遂行し、高く評価できる成果を挙げた場合 ② 組織における重要度が高い業務を遂行し、組織としての成果の向上に顕著な貢献をした場合 ③ 高度の知識経験等を必要とする業務を適切に遂行し、顕著な業務処理能力の伸長が認められる場合 ④ 教育・研究上の業績が認められ、権威のある学術上の表彰を受けた場合 ⑤ 教育・研究及びその成果が、社会に対し多大な貢献をしたとの評価を得た場合 ⑥ 専門誌等における掲載論文の評価が高いとされた場合 ⑦ 学術会議等での発表が高い評価を受けた場合

	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 職務発明が高い評価を受けた場合 ⑨ 評価の高い発見をした場合 ⑩ 教育研究プロジェクト等においてその貢献が顕著であると評価された場合 ⑪ 教育・研究に関する事項を審議する委員会等においてその貢献が顕著であると評価された場合 ⑫ その他、教育・研究活動の貢献が顕著であると評価された場合
区分C	勤務成績が良好である場合
区分D	<ul style="list-style-type: none"> ① 昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。）において、減給の処分（その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものに限る。）又は戒告の処分（区分E①に掲げるものを除く。）を受けた職員 ② 昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。）において、訓告その他の矯正措置の対象となる事実（勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であるものと認められるものを除く。）があった職員 ③ 昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。）において、3日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員（勤務を欠いた時間が1日の勤務時間の一部である場合であっても、その回数が3回に達するごとに1日として取扱う。区分E②において同じ。） ④ 昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。）において、その者の職務について監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、次に掲げる事例により勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が見られた職員 <ul style="list-style-type: none"> ア 注意、指導等を受けたにもかかわらず、怠慢により担当職務を遂行せず、これにより業務に支障を生じさせ、又は他の職員の業務負担を増加させた場合 イ 注意、指導等を受けたにもかかわらず、職務遂行上軽微ではないミスを犯し、これにより関係者との信頼関係が損なわれるなど、職務遂行に悪影響を及ぼした場合 ウ 注意、指導等を受けたにもかかわらず、部下の職務遂行状況の把握・指導、育成機会の付与、健康への配慮等が十分でなく、結果として組織における業務能率を低下させた場合 エ 注意、指導等を受けたにもかかわらず、勤務時間中に複数回にわたって職務と無関係の行動を行うなど、職務を怠る事実が常態的に見られた場合 オ 注意、指導等を受けたにもかかわらず、職責に応じた職務遂行（他部局等との連絡調整、与えられた業務の企画・立案、遂行及び成果等）が十分に果たせず、結果として組織における業務能率を低下させた場合 ⑤ 昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員

区分 E	<p>① 昇給日前 1 年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。）において、停職の処分、減給の処分（区分 D ①に掲げるものを除く。）又は戒告の処分（その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものに限る。）を受けた職員</p> <p>② 昇給日前 1 年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。）において、5 日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員</p> <p>③ 区分 D ④において、その態様が著しいと認められる職員</p> <p>④ 昇給日前 1 年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。）の 2 分の 1 に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員</p>
備考	<p>1 削除</p> <p>2 区分 D 欄①～④及び区分 E 欄①～③については、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該職員として取り扱うことが著しく不相当であると認められるときは、別段の取扱い（区分 A 及び B として取り扱うことを除く。）をすることができる。</p> <p>3 区分 D 欄⑤及び E 欄④については、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、当該昇給区分より上位の昇給区分（区分 A 及び B を除く。）に決定することができる。</p>

別表第16（第29条関係）

組織又は区分	著しく負担のかかる職務	月額
	評議員	50,000円
学部	副学部長	40,000円
	学科長・課程長	30,000円
大学院	総合科学研究科の専攻長	30,000円
教育研究施設	教育研究施設の長	10,000円
教育研究基盤施設	教育研究基盤施設の長	10,000円
教育研究支援施設	教育研究支援施設の長	10,000円
特定事業推進室	特定事業推進室の長	10,000円
学部附属の教育研究施設	農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター長	35,000円
	農学部附属動物病院長	30,000円
附属学校	主事 特別支援学校の主事（小学部、中学部及び高等部の各主事に限る。）	33,400円
国立大学法人岩手大学職員安全衛生管理規則（以下「安全衛生管理規則」という。）第7条の規定により選任された者	衛生管理者	5,000円
安全衛生管理規則第8条の規定により選任された者	産業医	70,000円
安全衛生管理規則第9条の規定により選任された者	作業主任者	2,000円
岩手大学放射線障害予防規程第6条第2項の規定により選任された者	放射線取扱主任者	5,000円